

## 令和8年度信州の環境にやさしい農産物認証手数料補助金（概要）

### 1. 趣旨

令和5年5月28日に辰野町は「有機農業推進のまち」を宣言し、有機農業を推進しています。

この事業は、「信州の環境にやさしい農産物認証手数料補助金交付要綱」に基づき、有機農業及び環境にやさしい農業（農薬・化学肥料低減）の取組生産者の確保や栽培促進に尽力し、町民が一体となって有機農業を推進するため、長野県が実施する「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料を、予算の範囲内で補助するものです。（令和8年～9年度事業）

### 2. 対象者

- (1) 町内において有機農業推進に資する活動を営む又は営もうとする個人・法人・団体
- (2) 町税、使用料、手数料その他町に納付すべき金銭に未納がない者

### 3. 対象

長野県が実施する「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料

### 4. 内容

- (1) 令和8年度に支払った「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料を、予算の範囲内で補助します。
- (2) 「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料について、他の補助金等を受けていないこと（町から補助金を受けている団体からの補助を含む）。

### 5. 補助の流れ

- (1) 交付申請書兼実績報告書の提出

- ・受付期限 **令和9年2月26日（金）まで**
- ・提出先 辰野町役場 1階 産業振興課

※添付書類等を確認しますので事前にご連絡ください。

予算額に達し次第受付を終了いたします。

### 6. その他

- (1) 申請に対するご相談やご不明な点がございましたら産業振興課へお気軽にご相談ください。
- (2) **支援金の振込先口座名義は原則、申請者名又は申請者の長**とします。ただし、やむを得ず委任状を提出する場合はこの限りではありません。